

(一財)自治総合センター「コミュニティ助成事業」(一般コミュニティ助成)

この助成事業は、一般財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するために行われています。

● 一般コミュニティ助成事業

一般コミュニティ助成事業は、住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物、消耗品は除く）の整備事業が対象です。以下、助成の概要を記載していますが、詳細については、(一財)自治総合センターが作成している

「①令和7年度コミュニティ助成事業実施要綱」

「②令和7年度コミュニティ助成事業留意事項」 を必ずご確認ください。

1 助成の対象

コミュニティ組織（町内会、自治会等）

2 助成事業の基準

- (1) 宝くじの“普及広報の効果”が発揮できるもの。
- (2) コミュニティ活動に直接必要な施設又は設備を整備する事業であること。
- (3) 国の補助金を受けたり、地方債を充てる事業でないこと。
- (4) 短期間に消費したり破損するような施設又は設備の整備でないこと。
- (5) 整備後の施設又は設備は、コミュニティ組織が維持管理すること。

3 助成金額

1件につき、100万円以上250万円まで（10万円単位）

4 事業の参考例

区分	施設又は設備
生活環境保全活動の推進	草刈り機、ブロワー等
お祭り、運動会、その他コミュニティ行事	太鼓、御輿、山車、法被、テント、組立式ステージ、各種用具等
体育・レクリエーション活動	スポーツ用具、遊具、照明施設、コミュニティ公園・広場等整備
その他	コミュニティ掲示板、屋外放送設備等

(注) 建築物、消耗品、中古品、車両、銃・刀剣類、修理・修繕（地域の祭りに関する備品は除く）は対象外です。また、例示の施設又は設備であっても、設置場所等により対象外となる場合があります。

5 助成申請の締め切り

令和6年9月30日（月）

6 助成の決定（申請した事業が採択された場合）

決定通知令和7年3月末～4月上旬頃

7 事業期間（申請した事業が採択された場合）

令和7年5月上旬～令和8年3月31日

（注）事業期間には、市が「宝くじの助成金で整備した」旨を広報紙に掲載する期間を含みますので、令和8年1月末までに実績報告をする必要があります。

8 留意点

- ◆審査は、自治総合センターが行います。よって申請した事業が採択されるかについて、総社市ではわからないため、問い合わせ等にはお答えできません。
- ◆審査は、「書類審査」となります。説明不足や漏れのないよう、必要な書類をしっかりと揃えて提出してください。
- ◆助成を受ける備品等へは、「宝くじの助成を受けた」ことがわかる表示が必要になります。申請にあたっては、表示にかかる費用を含めて事業費の積算を行ってください。

※表示デザイン（宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル）



表示は、自治総合センターが示す、コミュニティ助成事業留意事項・別紙2「宝くじの社会貢献広報の仕方」及び「宝くじ社会貢献広報：表示に関するデザインマニュアル」に従い、助成を受けた備品等の全てに、短期間に広報効果が損なわれる退色・剥離等を生じないように、固定プレート、印刷・ペイント、縫い付け、シール等の定められた方法で表示してください。

また、デザインは原則として、カラーの標準デザイン（左記図）を使用してください。

（注）表示デザインは、自治総合センターのホームページからダウンロードできます。

- ◆助成対象事業の内容を変更する場合には、必ず事前に自治総合センターの承認が必要です。

9 お問い合わせ、申し込み先

総社市人権・まちづくり課国際・交流推進係

電話：0866—92—8242

E-mail jinken-machi@city.soja.okayama.jp